

令和3年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧（都賀地域）

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	中新田	<p>【消火用ホース格納箱の再設置に関する要望について】 さる4月17日、中新田地内で4家屋が全焼する最悪の火災が発生しました。発生時地域住民が現場に駆け付けた時は小屋の一部しか燃えていない状況でしたので、近くの消火栓より消火にあたらうとした所、以前あったホース格納箱が無くなっており消火活動が出来ませんでした。 よって、消防車が来るまでの間、延焼するのをただ見ている誠に残念な状況でした。 以前、旧都賀町では全域で消火栓の所に消火ホース格納箱が設置されており、地域住民がそれを利用し初期消火にあたり、火災を最小限に抑えた実績もありますので、消火ホース格納箱の再設置を強く要望いたします。</p>	<p>【消防総務課:TEL 23-3527】 【危機管理課:TEL 21-2551】(自主防災組織に関すること) このたびの火災により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。 本市における消火栓ホース格納箱(以下、格納箱)については、昭和40年代から一部地域において整備されておりましたが、合併後の平成23年度から事業は廃止となっております。 事業廃止に至った理由として、第一に、管理上の問題があります。格納箱は緊急時に速やかに使用できる必要があることから、施錠をすることはできません。そのため盗難にあう危険性があり、本市でも過去に盗難被害がありました。 次に、設置が始まった昭和40年代と現在を比較すると、消防の到着時間が大幅に短縮されているという点があります。 最後に、使用に際し危険性を伴うという点です。ホースの使用には専門的な知識等がないと、高い水圧がかかったホースを抑えきれず怪我をする恐れがあります。また、火災現場において防火衣を持たない一般の方に消火活動を行わせるということも消防本部として容認することは出来ません。 以上が、事業廃止の直接的な要因となっておりますので、誠に申し訳ありませんが、現時点で再設置については、検討はしておりません。 なお、危険であることを理解した上で初期消火活動に従事される場合は、安全を確保したうえで、消火器等を使用しさらには複数人で消火活動をお願いしたいと思います。 また、地域の皆様の防災力向上の一助として、「自主防災組織」の設立についてご検討いただければと存じます。自主防災組織は地域住民が自分たちの地域を守るために防災活動を行なう組織であり、火災はもとよりその他の自然災害にも対応するものです。 自主防災組織の設立年度に20万円、以降は年2万円の補助を行う制度がありますので、この制度を利用して資機材や装備品を調達することが可能です。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:消防総務課:TEL 23-3527] [担当課:危機管理課:TEL 21-2551]</p>
		<p>【当日再質問】 自主防災組織の設立と運営について、必要な人数はどれくらいなのか教えて頂きたい。</p>	<p>【危機管理監】 自主防災組織の人数要件について、人数の制限はありませんが、自治会単位で組織し、自治会の中に規約や予算を作る方がやりやすいのではないかと思います。また、設立後の活動についても、継続性の観点から、自治会単位で動く方が地域に合わせた動きができるのではないかと思います。</p>	
2	中新田	<p>【セットバック用地の舗装化に関する要望について】 建築基準法第42条2項が適用された狭い道路については、道路の中心線より2mの線を道路として取り扱われ、建築時はセットバックをしております。しかし、その用地を舗装化していないため、所有者に権利意識が芽生え、草花・小木等を植えたり、障害物を置くなど道路としての役割が果たせなくなっている場所が数多く見受けられ、万一、火災時に消防車等の緊急車両が通行できなくなる恐れもあります。 よって、市民の安全安心を図るうえでも市では法律を有効的に活用し、早い内に所有者の同意を強く求めると共に、積極的に舗装化を図り、安全な道路用地の確保に努めるよう強く要望致します。</p>	<p>【建築指導課:TEL 21-2441】 建築基準法第42条第2項の規定に基づき、幅員4m未満の道路に面した敷地で建築行為を行う際は、道路の中心線から2m後退する必要があります。後退部分を分筆して市に寄付していただいた場合や、無償使用承諾の手続きを行っていただいた場合は、市で後退部分の維持管理を行うこととなりますが、これらの手続きを行わなかった場合や、既存道路が私道の場合は、建築主または土地所有者の責任において適切に維持管理を行っていただくこととなります。 狭い道路の拡幅を推進し、安全で住み良いまちづくりに寄与するため、市では後退部分の分筆寄付を行う場合の補助制度などを設けております。市民の皆様に積極的に利用していただけるよう、市ホームページや広報紙等により制度の周知に努めてまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:建築指導課:TEL 21-2441]</p>
		<p>【当日再質問】 42条2項道路については、本来所有者が責任を持って管理することとされていますが、現実にはそうでないものもあります。それについて、今後市がどのように指導していくのか、お聞かせ願いたい。また、42条2項道路の件について、前年度は申請が何件あったかを教えて頂きたい。</p>	<p>【都市建設部長】 42条2項道路に関して、市では狭い道路拡幅整備促進事業補助金として42条によるセットバック時の測量費等について30万までの補助をしています。令和2年度は9件の申請がありました。例年、10件程度で推移しています。</p>	

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
3	木の西	<p>【水路側壁の修繕について】 現地は約32年前に町にて土地改良工事を行いました。その水路脇の市道が20数年前に亀裂を起こし、崩壊防止の工事を旧都賀町にて蛇籠石畦工法により土留め工事を施工いたしました。その後年数を経て、また道路の亀裂が生じ、アスファルトで補修いたしました。 道路で土留め箇所全体の土圧により水路側壁のコンクリートが押され、倒れそうです。長さ17m、高さ0.6m幅0.9m(0.2m押されている)で、崩壊すれば水路が閉鎖され、水害が発生します。現地は地盤が弱く、東北大震災では近隣の2棟の納屋が大きな被害に遭いました。 また、市の地滑り警戒区域の隣接地です。 雨水の流入面積はゴルフ場を含む山林、田畑、宅地など10数haに及びます。</p>	<p>【農林整備課:TEL 21-2279】 現地を確認しましたところ、蛇籠が設置されている場所から北側の電柱付近までのカーブにかけて、道路に若干の亀裂が確認できますが、土圧により押された水路側壁のコンクリートが今すぐ崩壊する危険性は無いように見受けられます。 また、付近の水路側壁の修繕工事を行う場合には、大規模な改修が必要となりますので、当面の間は定期的に巡回パトロールを行い、危険性が増していないか監視を行ってまいります。 なお、道路と水路の間の斜面の維持管理については、強度を保つため、できる限り除草剤ではなく草刈り等で対応できないか、まずは地元でご検討くださるよう、よろしくお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:農林整備課:TEL 21-2279】</p>
		<p>【当日再質問】 事前質問に提出した農道の整備について確認いたします。 幅60cmほどの水路ですが、旧都賀町時代に町で修繕してもらったことがあります。最近隣接する道路に押されてきており、今日明日というわけではありませんが、水路が崩壊する恐れが出てきています。水路については自治会や水利組合の管理との話もありましたが、以前のように市で修繕してもらえないでしょうか。</p>	<p>【産業振興部長】 事前質問でも回答させていただいたところですが、現地を確認しましたところ、今すぐ水路が崩れる危険性はないかと思われますので、当面は定期的に現地を確認し、関係する改良区と調整をしながら判断をしていくことといたします。 費用につきましては、排水路であれば市の負担となるかと思えます。旧都賀町時代に行政側で工事をしたという話でもありますので、そのことも含めて検討とし、可能であれば市直営での工事も考えさせていただきます。</p>	
4	大橋	<p>【敬老会事業の補助金について】 合併して新しい栃木市になって以降、補助金が減額されています。 以前は、対象高齢者を公民館に招待して、育成会の子供たちも集まって敬老会のお祝いをしておりました。(大橋自治会として) その場では、地域に新たなつながりも生まれていました。 補助金減額されて小さな自治会では出来なくなってしまいました。 ※現在では、記念品の配布のみとなっております。(事業縮小です) そこで、敬老会補助金の増額を要望いたします。</p>	<p>【高齢介護課:TEL 21-2242】 敬老会事業補助金につきましては、合併前の旧市町で支給額などが異なっておりましたことから、合併後の再編により、対象者を80歳以上の方とし、一人あたり1,000円の補助金としたところであります。 ご要望の補助金額の増額につきましては、対象となる長寿の方々が年々増えている現状では難しいものと考えておりますが、高齢者に対する施策につきましては、敬老会事業補助事業のほかにも、老人クラブ活動助成補助金やはつらつセンター事業など様々な事業を展開し、高齢者の福祉の充実を図っておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:高齢介護課:TEL 21-2241】</p>
5	参加者 (原宿下)	<p>【栃木市には産科がない、市の対策について】 栃木市には産科が1件しかないと聞きました。最近出産した人も、壬生町の産科に行ったということでした。近年は市だけでなく、国としても少子高齢化対策が急を要する状況にある中で、市として何か対策があるのかをお聞きしたい。</p>	<p>【保健福祉部長】 平成30年度に検討委員会を立ち上げ、メディカルセンターしもつがに産科を開設できないか、産科医会の意見等もいただきながら検討いたしました。市内に開設することは難しいとの結論に至りました。 しかしながら、近くに産科がなく困っている方々の話は承知しておりますので、市としては、産前産後のケアを充実させるということで、ヘルパー派遣等の事業に力を入れておりますのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>【市長】 私も公約に、メディカルセンターの産科の設置をあげたことでもあり、関係者を集めて議論を進めたところ、通常の出産ではなく緊急時にも対応できる産科でないとならないだろうと結論が出ましたが、産科医が3~4人いないと対応できないとのことでした。その後も議論を重ねましたが折り合いがつかず、残念ながら産科の設置は難しいとの結論となってしまいました。 その後、出産された市民の方を対象にアンケートを取ったところ、出産後のサポートを欲する意見が多かったため、市としては産後のケアを充実させることに重点を置くこととし、栃木市で産み育てたいと思っていただける体制作りを考えているところでございます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:健康増進課:TEL 25-3512】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
6	参加者 (原宿下)	<p>【働き方改革による労働時間短縮について、】 働き方改革の元、週休二日や残業の大幅な圧縮によって、一人当たりの労働時間が短くなりましたが、それによる人手不足の解消のために外国人労働者が増えています。過労死するほどではないにしても、ある程度の残業は必要ではないかと思いますが、市として何か考えはあるのでしょうか。</p>	<p>【産業振興部長】 働き方改革について、ワークライフバランスの問題が非常に重要視されているなか、中小企業への浸透がどの程度図られているかと申しますと、中々浸透していないのが現状であります。 そして、このコロナ禍の中でリモートワークや在宅勤務といった新しい働き方に注目が集まっておりますが、こちらも環境が整っている中小企業は少ない状況です。 市といたしましては、栃木市企業連絡協議会を通して各企業に、さらに商工会議所や商工会等にも働きかけを行い、講師の先生を招いての講習や研修会の開催等により普及啓発を進めているところです。とは言え、即座には進んではいけないので、他での成功事例等合わせてホームページで紹介する等、浸透を図っていこうと考えておりますので、ご理解いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：商工振興課：TEL 21-2371 〕</p>
7	参加者 (橋本)	<p>【つがの里の管理運営体制の見直し、つがスポーツ公園の整備】 つがの里の運営について、5年前に市より総合公園化構想が打ち出され、青写真も出来たが、その後の構想実現に向けた動きについて伺います。 10年前に体験交流館が作られ、ファミリーパークも改修されたが、体験交流館は陶芸教室に使用される程度であり、ファミリーパークプラザもコロナ以前から同様の状況です。つがの里の管理運営体制としては現在2名の臨時職員が配置されていますが、企画・運営・管理機能が弱いのではないのでしょうか。つがの里は都賀唯一の観光資源であり、管理運営機能を強化することが必要ではないのでしょうか。市での管理運営が無理であれば、民間・業者委託も考慮するべきだと思います。 もう一つは、つがスポーツ公園の施設整備について。テニスコートが6面あるがうち1面は使用不能であり、他5面もかなり傷んでいます。5年前のふれあいトークで修繕の話をし、当時の担当部長から早急に対応すると返答がありましたが、現在まで何もしていません。聞けば西方地域でもテニスコートが4面あるがうち3面は使用不能となっており、1面は地域予算を使って修繕しながら使っているとのことでした。市の財政事情が厳しいのかもしれませんが、既存の運動施設は常に使えるような管理体制にすべきだと思います。また、つがスポーツ公園は年間3万人ほどの利用者がいるが、会議室のような打ち合わせが出来るような施設がないことについても、かつて要望を出しましたが、検討をお願いいたします。</p>	<p>【都市建設部長】 つがの里の都市公園化については、構想を提示させていただいた後に台風等の災害が続き、そちらの復旧を優先するため計画が停止されている状態でございます。体験交流館等の民間委託や施設修繕を含めた管理体制についても、今後の検討課題と考えております。 また、スポーツ公園についてはテニスコートの傷みや会議・交流施設の不足等の指摘も含め運営の在り方を検討してまいります。</p> <p>【地域振興部長】 つがの里、つがスポーツ公園については都賀地域の振興に於いて意義のある施設と考えています。今後スマートICが完成した時、つがの里、スポーツ公園、西方の道の駅等は都心からの訪問客に対して打ち出していくべき施設であると認識しており、修繕や管理体制についても検討していきますので、今しばらくお時間を頂きたいと存じます。</p> <p>【市長】 つがの里については、四季を通して常に花が咲き、多くの人に来訪頂いているのは地域の皆様の管理努力のおかげであるとお礼を申し上げたい。今後も市として支援をし、利用価値を上げるよう検討していきたいと存じます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：公園緑地課：TEL21-2414〕 〔担当課：都賀地域づくり推進課：TEL 29-1100 〕</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
8	参加者 (橋本)	<p>【岩舟総合運動公園既存設備のサッカースタジアム改修に係る無償貸出及び資産税免除について、小野寺北小無償引き渡しについて】</p> <p>岩舟の総合運動公園について、既存の設備をサッカースタジアムに改修するために民間の営利業者に土地を無償で貸し出し、資産税の免除までされています。都市公園法によれば、市が土地を貸して民間に施設整備をさせるには①市では作れないものであること②機能を向上させることが条件づけられているが、元の400mトラック等を廃止してしまっています。さらには使用料や資産税を免除としてしまっていますが、これはやってはいけないことではありませんか。</p> <p>小野寺北小についても、評価額1億5千万相当の施設について無料で引き渡ししてしまっています。これらのことについて、市長はどのように考えているのかお聞かせ願います。</p>	<p>【市長】</p> <p>様々なご意見もあることは承知しておりますが、市としてどこに判断基準を置くのかと言えば「地域のためになるか」「市民のためになるか」であると考えております。小野寺北小の件も、若い人たちが入ってくれば、地域の活性化に繋がるものと確信しております。サッカーチームについても、栃木市出身のチームであり、「TOCHIGI CITY」の看板を背負ったチームであるので、それを市民のみんなで育てていく、またサッカー人口の増加もあり、若い世代を育てていくというのも市の行政の仕事であると考えております。</p> <p>【総合政策部長】</p> <p>岩舟の運動公園については市の設置する都市公園であり、そこに日本理化学工業所よりホームスタジアムとして使いたいとの意向が示されました。市としては公益性のあるものと判断し、また施設の建設費や維持管理も会社側で負担することでもあったため、許可を出したものでございます。J3仕様のスタジアムであり、地元の子供たちへの開放や遠方から観戦に来場する観客への経済効果も考慮し、使用料は減免といたしました。固定資産税については基準日が1月1日なので、これから賦課のための査定が行われることとなります。会社からの申請を元に公益性について検討し、課税するか減免とするかを判断いたします。</p> <p>小野寺北小については、廃校後の跡地利用として同社よりサッカー関係の専修学校として使いたいとの話がありました。事業計画の県認可も下りたため生徒募集が始まるところでございます。市での無償譲渡に関しましては、公益性の観点や、地元イベントには無償で利用できることなどから、地域振興やスポーツ振興に寄与すると判断いたしました。</p> <p>学校開設については、開校できなければ土地を返還する取り決めとなっており、当然ながら、他の者への譲渡等は出来ないこととなっております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：総合政策課スポーツ連携室：TEL21-2591】</p>
9	参加者 (橋本)	<p>【避難所までの経路も含めた安全対策について】</p> <p>市のハザードマップ・災害対策マニュアルについて、住民の命と暮らしを直視していないのではありませんか。指定された避難所の位置等を見ると、起きうる災害に対してのきめ細かな視点が足りないと感じます。現実には災害が起きた時に、避難所までの経路も含めた安全も考えるべきではないでしょうか。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>災害対策について、市では地域防災計画を策定し、計画の中で、命を守る行動を取ってもらうための具体案を掲載しております。避難所につきましても、人数を多く収容できる体育館等の施設を指定し、災害の内容に応じて開設する場所を考えております。</p> <p>避難所に行きつくまでに被災してしまうのではとの意見もありましたが、災害時には早めに避難行動を取ることが重要であり、市でも早い時期に避難指示を出すようにしているのを参考にしてもらい、平常時から家庭でも自分の住んでいる場所にはどういう危険があるのか、どの時期に何をするかということをお話し合いながら、確認していただければと思います。</p> <p>また、地区防災計画を定めることで、避難所や避難行動のあり方、避難時のリスク回避、地域での避難所の運営などについての認識を高めていただき、市と地域とで協力して災害に対応していけるようにと考えております。</p> <p>【市長】</p> <p>市でも避難情報を出すときは常に「このタイミングでいいのか」と迷いながらの決断となります。一昨年の災害でも、8,000戸の皆様がほぼ助かったということで、市民の皆様の努力に感謝しております。自助・共助・公助と言いますが、自助のためにはまず市からの公助として防災計画や避難場所等についての周知があると考えていますので、これからはしっかりと伝えていきたいと思っています。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：危機管理課：TEL 21-2551】</p>
10	参加者 (橋本)	<p>【各小中学校の児童生徒に対する生理用品等の配布について】</p> <p>コロナ禍の中で雇用状況が悪化し世帯収入が減少しており、家庭の困窮が続いています。各小中学校の児童生徒に対する生理用品の配布が問題とされている中で、トイレトペーパー等と同様に生理用品の配布もして欲しいと思っておりますが、市では何か考えはあるのでしょうか</p>	<p>【市長】</p> <p>生理の貧困対策については、市でも年度当初から予算に組み入れています。社会福祉協議会のフードバンクや日用品と一緒に生理用品を用意していますが、各学校にも準備されている必要があるとの考えから、それぞれの学校の保健室への常備を進めているところであります。</p>	<p>【担当課：保健給食課：TEL21-2296】</p> <p>生理用品につきましては、これまでも小中学校の保健室に常備し、配付しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症により、経済的に購入できない児童生徒にも配付できるよう準備をして、令和3年9月からは、児童生徒に周知を行い、保健室での配付を開始いたしました。特に、衛生面に考慮するとともに養護教諭が関わることで適切な支援に結び付くよう、保健室に常備させていただき、必要な児童生徒が安心して学校生活が過ごせる環境づくりに努めております。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
11	参加者 (合戦場)	【大雨時に市道から水が溢れ、ゴミステーションが置けない】 市道 43330 号線について、大雨が降ると水が溢れてしまいゴミステーションが置けず、近隣住民が困っているので、どうにかできないでしょうか。	【都市建設部長】 詳細な場所について終了後確認させていただき、現地確認の上で対処させていただきます。	【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2408】 令和3年1月24日に雨水浸透柵の清掃を実施いたしまして、その後の降雨後現地確認を行い、水が引いていることを確認しております。今後も降雨後現地を確認し、対応を検討してまいります。
12	参加者 (木の東)	【つがの里の利用について、地域と行政で考え方が食い違っている】 つがの里の利用について、地域と行政で考え方が食い違っていると感じます。両者の考えを一本化できる方法を一緒に考えて欲しい。また、地域会議や実働組織が設立されているが、知名度もろくにない状態です。地域での問題を吸い上げる体制が出来ておらず、困っている人の意見が反映されていません。地域で一丸となるべき時に一方通行の組織ではいけないと思いますが、市ではどう考えているのかお聞かせください。	【地域振興部長】 今具体案としてこうするといった話をするのは難しい。ご指摘のとおり、お互いに噛み合わない議論をしても発展はないと思いますので、行政と地域とで意見を出し合える場を作りたいと思います。	【担当課：地域政策課：TEL 0282-21-2453】 地域会議や実働組織は、まちづくりの発展に欠かせない組織であります。両組織とも、各地域の実情が異なっておりますが、目指す先は地域の活性化であると認識しております。 今年度は、コロナ過で地域の方と話し合いの場がなかなか設けることが出来ませんでした。新年度では、新たな視点で地域について話し合うことができるよう、各地域づくり推進課を中心に準備を進めてまいります。
13	参加者 (木の北)	【永野川、赤津川の堆積土砂除去等について】 現在、永野川、赤津川等の河川整備が進んでいますが、災害がまた起こるのではないかと危惧しています。土砂の堆積により、川底が周囲に対して十分な低さになっていない箇所が見受けられます。堆積土砂を除去する等して、川の流量を確保する必要があると思いますが、ご意見をお伺いしたい。	【都市建設部長】 一級河川の整備につきましては県の管轄となりますが、これまでの最大雨量に対応できるような整備をしているとのことです。 今後、台風等の災害に耐えられるよう、様々な手法を組み合わせた整備と周辺工事により、河川から水が出ないように順次進めていくとのことですので、今しばらくお待ちいただければと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：治水対策室：TEL21-2785】
14	参加者 (木の北)	【南摩ダム計画について、栃木市はダム水を買うべきでない】 南摩ダム計画について、栃木市はダムからの水を飲料水に使う県の計画についての協力要請に応じるのでしょうか。栃木市は綺麗な地下水が豊富にあるのに、なぜダムからの水を使う必要があるのか。水質が確保できるのか、また費用負担が水道料金に転嫁されることも予想されるため、現在収入の低下による困窮が進む中で、水も買えない世帯が出てくる可能性もあります。そういう面からも、栃木市は十分な地下水源を利用するべきで、県からのダム水を買うべきではないと思います。	【総合政策部長】 市としては、今後 10 年間は地下水を水源として使い続けていくこととしています。南摩ダムの水を買うのではないかとのお話でしたが、現在、栃木市、下野市、壬生町がすべて地下水で賄っていますが、ダムの利水に関する協議に参加しております。市では計画の検討そのものに関しては理解しており、参加の主旨は危機管理となります。市としては地下水を使い続けたいと考えていますが、万が一何かあった時に備えての用意をしておきたいということです。 現在のところ、県からは具体的に検討できるような材料は何も示されておらず、市民の皆様にお話しできるようなものはありませんが、今後、何らかの具体案が示されることがあれば、市民の皆様にお諮りする機会を作りたいと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：総合政策課：TEL 21-2301】